

せいしんほけんふくし て び
精神保健福祉の手引き

れいわ ねんどぼん
(令和7年度版)

あまがさきし
尼崎市

この手引きは、精神障害のある方が、その障害の種類・程度により、対象となる制度にはどのようなものがあるのかを知っていただくために作成したものです。

制度によっては、所得状況、障害の種類・程度などにより対象とならない場合や事前申請を必要とするものなどがありますので、各制度を担当する窓口でよくご相談ください。（市外局番のない電話・FAX番号はすべて尼崎 0 6 番です）

もくじ

No.	内容	ページ
1	精神障害者保健福祉手帳の申請方法	2
2	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方の福祉制度	4
3	その他の福祉制度	9
4	自立支援医療（精神通院）	12
5	障害福祉サービス等の給付	14
6	精神保健福祉事業	14
7	関係機関一覧表	17
8	精神障害者相談員	17
9	尼崎市が委託している相談支援事業所	18
10	障害者虐待通報・緊急連絡窓口	19

1 精神障害者保健福祉手帳の申請方法

対象

精神障害のために、長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある方

障害の等級

障害の程度により、重いものから順に1級、2級、3級

手帳の交付（新規）及び更新手続きの方法

(1) 申請者について

本人による申請

(2) 申請に必要な書類（A・Bのいずれか）

申請書類は、申請窓口にご用意しています。

A 医師の診断書で申請する場合

・精神障害者保健福祉手帳交付申請書

・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

※初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの

・顔写真 縦4cm × 横3cm（1年以内に撮影されたものを1枚）

・個人番号の確認ができるもの

B（精神障害による）障害年金証書写しで申請する場合

・精神障害者保健福祉手帳交付申請書

・年金事務所等照会同意書

・障害年金証書の写し

- ねんきんふりこみつうちしょ
・ 年金振込通知書または、ねんきんしはらいつうちしょ
年金支払通知書

- かおじゃしん たて かけるよこ ねんい ない さつえい まい
・ 顔写真 縦 4 cm × 横 3 cm (1年以内に撮影されたものを 1枚)

- こじんばんごう かくにん
・ 個人番号の確認ができるもの

(3) てちょう ゆこうきかん 手帳の有効期間

ねんかん こうしん てつづ ひつよう こうしんてつづ ゆこうきかんしゅうりょうび げつまえ
2年間。更新するには手続きが必要です。更新手続きは、有効期間終了日の 3 ヶ月前か
ら 行 うことができますので、更新される場合はお早目に手続きください。

(4) しんせいまどぐち 申請窓口

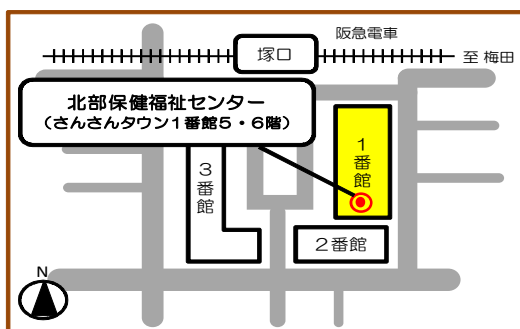
あまがさきしほくぶほけんふくし ほくぶちいきほけんか
尼崎市北部保健福祉センター 北部地域保健課

あまがさきしなんぶほけんふくし なんぶちいきほけんか
尼崎市南部保健福祉センター 南部地域保健課

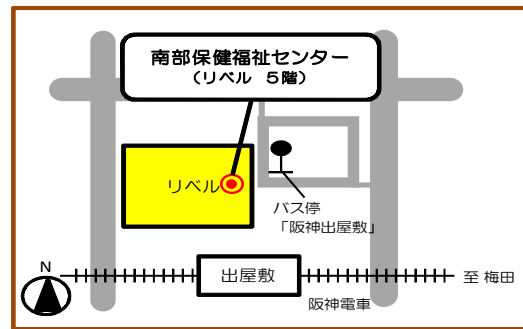
あまがさきしほけんじょしつべいたいさくか
尼崎市保健所疾病対策課

かくちくほけん ふくししんせいうけつけまどぐち
各地区保健・福祉申請受付窓口

ほくぶほけんふくし
北部保健福祉センター



なんぶほけんふくし
南部保健福祉センター



ほけんふくし えきまえ でんしゃ こうきょうこうつうきかん りよう
※保健福祉センターは駅前にありますので、バス・電車の公共交通機関をご利用ください。

ちゅうしゃじょう りょうきん りょうしゃふたん りょうしょう
※駐車場はありますが、料金は利用者負担となりますので、ご了承ください。

ちゅうりんじょう いっていじかんけい ぎょう ゆうりょう
※駐輪場はありますが、一定時間経過後は有料となります。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられた方の福祉制度

ばんごう 番号	こうもく 項目	たいしょう 対 象	ないよう 内 容	まどぐち 窓 口
1	しょうがいしゃいりようひ 障害者医療費 じよせいせいど 助成制度	1・2 級	しょうがいしゃ じ いりようきかん 障害者(児)が医療機関にかかった とき、いりようひ ほけんしんりよう とき、医療費のうち保険診療の じ こ ふ た ん ぶ ん じよせい 自己負担分を助成する いちぶふたんきん しょうとくせいげん (一部負担金・所得制限あり)。 <u>せいしんしつかん のぞ しつべい じよせい</u> <u>精神疾患を除く疾病が助成の</u> <u>たいしょう</u> <u>対 象。</u> たいしょう こくみんけんこうほけん 対 象は、国民健康保険による ひ ほ け ん し ゃ しゃかいほけん 被保険者または社会保険による ひ ほ け ん し ゃ くみあい い ん かにゆうしやおよ 被保険者、組合員、加入者及び ひふようし ゃ 被扶養者。	ふくしいりようか 福祉医療課 (TEL 06-6489-6359) (FAX 06-6489-6398) かくほけんふくし 各保健福祉センター ちいきほけんか 地域保健課 かくちくほけん 各地区保健・ ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口
2	こうれいしょうがいしゃ 高齢障害者 いりようひじよせいせいど 医療費助成制度	1・2 級	しょうがいしゃ こうきこうれいしやいりよう う 障害者が、後期高齢者医療を受ける さい しはら じこふたんきん じよせい 際、支払う自己負担金を助成する いちぶふたんきん しょうとくせいげん (一部負担金・所得制限あり)。 <u>せいしんしつかん のぞ しつかん じよせい たいしょう</u> <u>精神疾患を除く疾患が助成の対 象。</u> たいしょう こうきこうれいしやいりよう ひほけんし ゃ 対 象は後期高齢者医療の被保険者。	
3	こうきこうれいしやいりよう 後期高齢者医療	1・2 級	さい さい かた こうきこうれいしやいりよう 65歳から74歳の方は、後期高齢者医療に	こうきこうれいしやいりよう 後期高齢者医療

	せいで 制度		かにゆう 加入することができる。※加入すると あまがさき せいしんいりようふかきん 尼崎の精神医療付加金（11ページ 21 さんしやう しきゆう う 参 照）の支給は受けられない。	せいでたんとう 制度担当 (TEL 06-6489-6836) (FAX 06-6481-1371)
4	ちゆうしやきんしじょがいしていしやひやうしやう 駐車禁止除外指定車標章 の交付 こうふ	きゆう 1 級	どろろひやうしき どろろひやうじ ちゆうしや 道路標 識や道路標示により駐 車を きんし ばしよ ちゆうしやきんし こうつうきせい 禁止した場所の駐車禁止の交通規制 じょがい ちゆうしやきんしじょがい から除外できる「駐 車禁止除外 していしやひやうしやう しんせい もとづきこうふ 指定車 標 章」を申請に基づき交付 する。 ※しんせいほうほう ひつよう しやう 申請方法、必要なもの、使用にあ ちゆういじこう ちよく たつての注意事項については、直 せつ と あ 接お問い合わせください。	けいさない けいさつしやこうつうか 県内の警察署交通課 けいさつほんぶこうつうきせい か 警察本部交通規制課 「と あ さき」 [問い合わせ先] けいさつほんぶ 警察本部 こうつうきせい か 交通規制課 (TEL 078-341-7441) ないせん (内線5177) (FAX 078-351-7847)
5	ひやうご 兵庫ゆずりあい ちゆうしやじやうりようしやう こうふ 駐車場利用証の交付	きゆう 1 級	こうきやうしせつ しやうぎやうしせつ びやういんとう 公共施設や商業施設、病院等の ちゆうしやじやう ひやうご ちゆうしや 駐 車 場で「兵庫ゆずりあい駐 車 じやう あんないひやうじ ちゆうしやくかく 場」の案内表示がある駐車区画の りようしやう こうふ 利用証を交付する。 	しつぺいたいさくか 疾病対策課 かくほけんふくし 各保健福祉センター ちい き ほ けん か 地域保健課
6	しえいじゆうたく もうしこみ 市営住宅の申込	1・2 級 きゆう	にゆうきよ かた てちやう 入 居しようとする方のなかに、手帳の こうふ う かた せたい 交付を受けている方がいる世帯について、 ちゆうせんかいすう ふ せんそち 抽 選回数を増やす優先措置がある。	あまがさきしえいじゆうたく 尼崎市営住宅 なんぶかんり 南部管理センター (TEL 06-6411-1151)

7	NTT 104 無料電話番号案内 「ふれあい案内」	1～3級	所定の申込手続きにより、無料で 104電話番号案内を利用できる 制度（事前に登録が必要です） ※ふれあい案内の利用については、 NTT西日本及びNTTの104を 利用できる通信業者の回線（携帯 電話含む）から、104をダイヤル した場合が対象。	NTT西日本ふれあい案内担当 （TEL0120-104-174） 平日 9：00～17：00 ※土・日・祝・年末年始を除く
8	携帯電話の 割引サービス	1～3級	携帯電話の基本使用料金等が割引される。	各携帯電話会社及び取扱店
9	鉄道会社による 精神障害者割引制度	1～3級	旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額 「第1種（1級）」又は「第2種（2・3級）」の記載があり、且つ顔写真付きの手帳をお持ちの方が対象。 令和7年1月以前手帳をお持ちの方で記載を希望する方は、お持ちの手帳に「第1種」又は「第2種」のスタンプを押印し、お渡しします。精神障害者保健福祉手帳をご持参の上窓口にお申し出ください。	各鉄道会社よって 詳細は異なります ので、各鉄道会社にお問い合わせください。

10	ぜい げんめん 税の減免 ※ ぜいきん せいど 税金の制度について はんい ひろく その範囲が広く、 ないよう 内容によって たいしょうしゃ まどぐち 対象者・窓口が ちが 違います。 ぜいきん しゅるい 税金の種類によつ て、しんせい じ き きじゆん 申請時期や基準 とう こと 等も異なります。 かなら かくまどぐち じぜん 必ず各窓口に事前 にごそうだん 相談ください。	1～3 級	① しょうとくぜい 所得税 ② そうぞくぜい けいげん 相続税 ※軽減となる場合があ ります。	あまがさきぜいむしょ 尼崎税務署 (TEL 06-6416-1381)
			③ こじんしみんぜい けんみんぜい 個人市民税・県民税	しみんぜいか 市民税課 (TEL 06-6489-6246) (FAX 06-6489-6875)
		ほんにんまた 本人又は せいけい いつ 生計を一 にする方 がしゅう が所有す る自動車 とう 等 (④を のぞ 除き 1 級)	④ けいじどうしゃぜいしゅべつわり 軽自動車税種別割 ※ 1～3 級が対象	ぜいむかんりか 税務管理課 (TEL 06-6489-6288) (FAX 06-6489-6875)
			⑤ じどうしゃぜいしゅべつわり 自動車税種別割 ※ しんせい じ せいしんしょうがいしゃほけん 申請時、精神障害者保健 ふくしてちよう も かた 福祉手帳をお持ちの方が にゅういん ふくししせつとう にゅうしょ 入院や福祉施設等に入所 している場合は減免不可。	にしのみやけんぜいむしょ 西宮県税事務所 (TEL0798-39-6113) (FAX0798-23-7795)
			⑥ じどうしゃぜいかんきょうせいのうわり 自動車税環境性能割	こうべけんぜいむしょ 神戸県税事務所 (TEL078-441-0305) (FAX078-441-4932)
			⑦ けいじどうしゃぜいかんきょうせいのうわり 軽自動車税環境性能割	こうべけんぜいむしょ 神戸県税事務所 (TEL078-822-6050) (FAX078-822-6050)
11	しょうがくよきん り し しょうとくとう 小額預金の利子所得等 ひ か ぜい せいど の非課税制度 つうしょう ゆう (通称：マル優)	1～3 級	よちよきんとう がんぼん まんえん 預貯金等の元本（350万円まで）の り し ひ か ぜい 利子が非課税になる。 りよう じぜん きんゆう (利用するためには、事前に金融 きかんとう てつづ ひつよう 機関等で手続きする必要がある。)	かくきんゆうきかん 各金融機関

12	とくべつじょうしゃしょう バス特別乗車証（I じょうしゃしょう こうふ C乗車証）の交付	1～3級	はんしん はんきゅう いっぱんろせん 阪神バス・阪急バスの一般路線バ スのうち、尼崎市内の停留所で じょうしゃ あまがさきしない こうしゃ 乗車し、かつ尼崎市内で降車する ばあい かぎ むりよう りよう 場合に限り、無料で利用できる とくべつじょうしゃしょう こうふ かいごにんつき 特別乗車証を交付する。介護人付 は1級の方のみ。 しない じゅうしょ ゆう かた かぎ （市内に住所を有する方に限ります）	かくほけんふくし 各保健福祉センター ちいきほけんか 地域保健課 かくちくほけん 各地区保健・ ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口 うけつけ （受付のみで そくじつこうふ おこな 即日交付は行わない
13	じゅしんりょう めんじょ NHK受信料の免除	1～3級	ぜんがくめんじょ せたいしんしょうがいしゃ せたい 全額免除：精神障害者がいる世帯で、 せたいぜんいん こじんしみんぜい けんみん 世帯全員が個人市民税・県民 ぜいひかぜい ばあい 税非課税の場合。 はんがくめんじょ せたいぬし じゅしんけいやくしゃ 半額免除：世帯主がNHK受信契約者 じゅうど きゅう せいしん で重度（1級）の精神 しょうがいしゃ 障害者	かくほけんふくし 各保健福祉センター ちいきほけんか 地域保健課 しつべいたいさくか 疾病対策課 かくちくほけん 各地区保健・ ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口
14	しりつじどうしゃちゅうしゃじょう 市立自動車駐車場 はんしんあまがさきえきまえちゅうしゃ （阪神尼崎駅前駐車 じょう りょうきん げんめん 場）料金の減免	1～3級	てちょう しよじ かた うんてん どうじょう 手帳を所持した方が運転または同乗して ばあい にゅうこ じかんい か いる場合、入庫から3時間以下であれば りょうきん むりよう かなら ちゅうしゃじょうない 料金が無料となる。必ず駐車場内の かんりしつ てちょう ていじ げんめんしんせい ひつよう 管理室にて手帳の提示と減免申請が必要。	どうろか 道路課 （TEL 06-6489-6480） ちゅうしゃじょう または駐車場 かんりしつ 管理室まで
15	しりつじてんしゃちゅうしゃじょう 市立自転車駐車場 ていきりょうりょう げんめん 定期利用料の減免	1～3級	てちょう しよじ かた りょう ばあい ていき 手帳を所持した方が利用する場合、定期 りょうりょうきん はんがく かなら てちょう 利用料金が半額となる。必ず手帳の ていじ ひつよう みんかんちゅうりんじょう 提示が必要。民間駐輪場については ちゅうりんじょう と あ それぞれの駐輪場にお問い合わせを。	ほうちじてんしゃたいさくたんとう 放置自転車対策担当 （TEL 06-6489-6504） かくちゅうりんじょう または各駐輪場ま で

3 その他の福祉制度

ばんごう 番号	こうもく 項目	ないよう 内容	まどぐち 窓口
16	とくべつしょうがいしゃであて 特別障害者手当	ざいたく げつ こ にゅういん ふく 在宅（3ヶ月を越えて入院していないものを含む）の とくべつじゅうどうしょうがいしゃ しきゅう 特別重度障害者に支給する。 じゅうど しんしんしょうがい じゅうふく かたまた どうていど ・重度の心身障害が重複している方又はこれと同程度の しょうがい かた 障害のある方 しきゅうげつがく えん れいわ ねん がつ 支給月額27,980円（令和5年4月から） ぜんこくしょうひしゃぶつかしう じっせき へんどう （全国消費者物価指数の実績により変動あり） しょとくせいげん げんそく しんだんしょ ひつよう ・所得制限あり ・原則として診断書が必要	しょうがいふくしか 障害福祉課 (TEL 06-6489-6397) (FAX 06-6489-6351) かくほけんふくし 各保健福祉センター しょうがいしゃしえんか 障害者支援課 かくちくほけん 各地区保健・ ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口
17	とくべつじどうふよう 特別児童扶養 てあて 手当	しんしん しょうがい じどう さいみまん かんご ちちも 心身に障害のある児童（20歳未満）を監護する父若しくは はは また ふ ぼ じどう よういく ひと しきゅう 母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給。 しょとくせいげん ・所得制限あり しきゅうたいしょうじどう こうてきねんきんじゅきゅうとう しかくせいげん ・支給対象児童の公的年金受給等により資格制限あり	しょうがいふくしか 障害福祉課 (TEL 06-6489-6397) (FAX 06-6489-6351) かくほけんふくし 各保健福祉センター しょうがいしゃしえんか 障害者支援課
18	しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	ざいたく にゅういんちゅう か じゅうどしんしんしょうがいじ さい 在宅（入院中も可）の重度心身障害児（20歳 みまん しきゅう 未満）に支給する。 しょとくせいげん げんそく しんだんしょ ひつよう ・所得制限あり ・原則として診断書が必要 た こうてきねんきんじゅきゅう しかくきゅうふせいげん ・他の公的年金受給により資格給付制限あり	しょうがいふくしか 障害福祉課 かくほけんふくし 各保健福祉センター しょうがいしゃしえんか 障害者支援課 かくちくほけん 各地区保健・ ふくししんせいうけつけまどぐち 福祉申請受付窓口

19	しょうがいきそねんきん 障害基礎年金の じゆきゆう 受給	しんしん しょうがい さいいじょう こくみんねんきんほう さだ 心身に障害がある20歳以上で国民年金法に定める きゆう がいとう もの しきゆう しょうしん び 1、2級に該当する者に支給する。ただし、初診日において こくみんねんきんほけんりょう こうせいねんきんとう ほけんりょう ふく いっていきかん 国民年金保険料(厚生年金等の保険料を含む)を一定期間 いじょうのうふ 以上納付していなければならない。 しょうしん び さいみまん ばあい ほけんりょう のうふようけん 初診日が20歳未満の場合は保険料の納付要件はないが、 しょうとくせいげん せいきゆう げんそく さい 所得制限あり。(請求は原則として65歳まで) しょうしん び こうせいねんきん きょうさいくみあいとう かにゆうちゆう ばあい ・初診日が厚生年金・共済組合等の加入中である場合は せいど たいしやう それぞれの制度で対象となる。 しょうしん び しょうわ ねん がつ にちいこう こうせいねんきん きょうさいくみあい ・初診日が昭和61年4月1日以降で厚生年金・共済組合 とう かにゆうしや ひふようはいぐうしや こくみんねんきんだい ごうひ 等の加入者の被扶養配偶者となっていた国民年金第3号被 ほけんしやきかんちゆう ばあい まどぐち あまがさきねんきんじむしょ 保険者期間中にある場合の窓口は尼崎年金事務所となる。	こくほねん きんか 国保年金課 (TEL 06-6489-6428) (FAX 06-6489-6417) あまがさきねんきんじむしょ 尼崎年金事務所 きやくさまそうだんしつ お客様相談室 (TEL 06-6482-4591) (FAX 06-6482-1438)
20	むねんきんがいこくじん 無年金外国人 じゅうどしょうがいしやとう 重度障害者等 とくべつきゆうふきん 特別給付金	ねんきんせいど しかくようけんとう しょうがいき そねんきん う 年金制度の資格要件等により障害基礎年金を受けることがで じゅうど ちゅうどしょうがいしや たい とくべつきゆうふきん しきゆう きない重度・中度障害者に対して特別給付金を支給する。 しない きよじゆう さいいじょう ひと 市内に居住する20歳以上の人で しょうわ ねん がつ にちまえ さい たつ がいこくじん ①昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人で、 どうじつまえ しょうがい しょうしん び ひと 同日前に障害の初診日があった人 しょうわ ねん がつ にちまえ ちょうきかん かいがいたいざいちゆう しょうがい ②昭和61年4月1日前に長期間の海外滞在中に障害 しょうしん び ひと の初診日があった人 しょうとくせいげん ・所得制限あり た こうてきねんきんじゆきゆう きゆうふせいげん ・他の公的年金受給により給付制限あり	こくほねん きんか 国保年金課 (TEL 06-6489-6428) (FAX 06-6489-6417)

21	せいしんいりようふかきん 精神医療付加金 しきゅうせいど 支給制度	あまがさきしこくみんけんこうほけんひほけんしや じりつしえんいりよう せいしんつういん 尼崎市国民健康保険被保険者で、自立支援医療（精神通院）を りよう 利用されている方へ医療費の5%（自己負担上限額の範囲内）を しきゅう 支給する。	こくほねんきんか 国保年金課 （TEL 06-6489-6420） （FAX 06-6489-4811）
22	せいかつふくししきん 生活福祉資金	しょうがいしやせたい けいざいてきじりつ せいかつよく じょうちようそくしんとう はか 障害者世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進等を図る しきん かしつけ みんせいいいん ひつよう えんじょしどう おこな ため、資金の貸付と民生委員による必要な援助指導を行 う。	あまがさきし 尼崎市 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 （TEL 06-4300-3020） （FAX 06-6481-9719）
23	ひなんこうどうようしえんしや 避難行動要支援者 めいぼ じょうほうていきょう 名簿の情報提供	こうれいしや しょうがいしや ひなんこうどうようしえんしや じょうほう 高齢者や障害者などの避難行動要支援者の情報を、 へいじょう じ ひなんしえんとうかんけいしや けいさつ しょうぼう みんせい 平時から、避難支援等関係者である警察、消防、民生 じどういいん しゃかいふくしきょうぎかい じしゅぼうさいそしき じちかい とう 児童委員、社会福祉協議会（自主防災組織・自治会）等に ていきょう さいがい じ ひなんしえん へいじょう じ ひなんたいせい 提供し、災害時の避難支援や平時からの避難体制づくり などに活用する。 せいしんしょうがいしやほけんふくしてちよう きゅう かた たいしやう 精神障害者保健福祉手帳1級の方などが対象。 とうろくしんせい ひつよう ※登録申請が必要	じゅうそうてきしえんすいしんたんとう 重層的支援推進担当 （TEL 06-6489-6013） （FAX 06-6489-6952）
24	「ヘルプカード」・ 「ヘルプマーク」 の交付	えんじょ はいりょ ひつよう がいけん わ かた 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方 に、「ヘルプカード」（下）と「ヘルプマーク」（右）を交付。	しつぺいたいさくか 疾病対策課 または かくほけんふくし 各保健福祉センター ちいきほけんか 地域保健課

4 自立支援医療（精神通院）

内容

- ・ 指定医療機関での保険診療の自己負担が1割になります。（生活保護受給者は自己負担なし）
- ・ 受給者の属する世帯の収入や、受給者の収入に応じ区分を設け、所得区分ごとに自己負担上限額を設けています。

対象

精神疾患の治療のために指定医療機関へ通院されている方（入院治療は除く）。

申請方法

(1) 申請者について

本人又は保護者

(2) 申請に必要なもの

① 新規申請、更新申請、再申請

- ・ 診断書（自立支援医療〔精神通院医療〕用）

※更新申請の場合診断書の提出は2年に1回

- ・ 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ・ 健康保険証、資格情報のお知らせ、資格証明書等の写し
(生活保護受給者は、生活保護受給証明書)
- ・ 個人番号の確認ができるもの

② 県外・神戸市からの転入

原則新規申請扱いとなりますので、必要書類は①と同じです。

前居住地で自立支援医療の認定を受けておられて、その有効期限を引き継ぐことを

希望する場合は、必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。

(3) 有効期間

有効期間は1年間です。更新するには手続きが必要です。更新手続きは、有効期間

終了日の3ヶ月前から行うことができますので、更新される場合はお早めに手続

きをしてください。病状及び治療方針の変更がなければ、診断書の提出は2年に

1回になります。

(4) 申請窓口

北部保健福祉センター 北部地域保健課

南部保健福祉センター 南部地域保健課

尼崎市保健所疾病対策課

各地区保健・福祉申請受付窓口

5 障害福祉サービス等の給付

精神障害者が居宅や施設で介護サービスや自立に向けた就労支援サービス等を利用したときにその費用の一部を助成します。サービス内容は、居宅介護（ホームヘルプ）や移動支援、ショートステイ、就労支援施設やグループホームの利用等です。

お問い合わせ先（お住まいの住所によってお問い合わせ先が違います）

*各保健福祉センターの所管区域は、お住まいの地域が JR神戸線を境界として、

北側にお住まいであれば北部保健福祉センター、南側にお住まいであれば

南部保健福祉センターとなります。

北部保健福祉センター 北部障害者支援課

(TEL) 06-4950-0374 (FAX) 06-6428-5118

南部保健福祉センター 南部障害者支援課

(TEL) 06-6415-6246 (FAX) 06-6430-6803

6 精神保健福祉事業

思春期問題、ひきこもり、働き盛りのうつ病や不安、アルコールなど薬物への依存

症、認知症など精神疾患の治療や社会復帰は、現在では社会的問題と捉えられています。

また、阪神大震災などの経験を通じて、災害・緊急時にも、精神保健の重要性が

注目されています。ライフサイクルや社会状況によって、身体だけでなく、こころ

の状況も変わるため、精神保健は、私たちにとって大変身近な健康問題です。

尼崎市では、身体健康問題だけでなく、精神保健についてのご相談や事業も行っ

ています。専門医、精神保健福祉相談員、保健師がご相談をお受けしますので、お気軽

にご相談ください。

(1) せいしんほけんそうだん 精神保健相談

○せいしんほけんふくしそうだんいん ほけんし そうだん
○精神保健福祉相談員、保健師による相談

ずいじ そうだん う らいしよ でんわ けっこう ひつよう おう ほんにん
随時ご相談をお受けします。来所または電話でも結構です。必要に応じてご本人やご

かぞく きぼう かてい かんけいきかん ほうもん おこな
家族の希望により家庭や関係機関への訪問も行います。

○いし そうだん つき かい よやくせい
○医師による相談（月3回 予約制）

せんもんい そうだん う じぜん じゅうしよち ちいきほけん か そうだん
専門医がご相談をお受けします。事前に住所地の地域保健課へご相談ください。

(2) せいしんしょうがいしゃ かつどう 精神障害者グループ活動

せいしんか びょうき ざいたくりようよう かた たいしやう いこ ば かつどう
精神科の病気で在宅療養されている方を対象に、「憩いの場」として、また、活動

つう なかま しゃかいせいかつ じしん しゃかいふっき む
を通じて仲間をつくり、社会生活への自信をとりもどせるように、社会復帰に向けての

えんじょ ひとづ あ にがて ともだち しごと じしん
援助をしています。人付き合いが苦手で友達がいない、仕事をするのにまだ自信がない、

にっちゅうす ば せいかつ ふきそく りょうようちゅう せいかつ なや
日中過ごす場がないため生活のリズムが不規則・・・など、療養中の生活で悩んでお

かた あつ ぶんかかつどう おこな
られる方が集まり、レクリエーション、スポーツ、文化活動などを行っています。

(3) かぞくきょうしつ 家族教室

○せいしんしょうがいしゃかぞくきょうしつ
○精神障害者家族教室

せいしんしょうがいしゃ ほんにん じょうきやう ちが かぞく なや しんばいごと
精神障害者ご本人の状況はそれぞれ違いがあっても、ご家族の悩みや心配事は

きやうつう おな なや も かぞく つど ば びやうき
共通するものもあります。同じ悩みを持っておられるご家族の集いの場です。病気や

かいご がくしゅう ふくしせいど じょうほうこうかん かぞくどうし はな あ つう
介護についての学習、福祉制度などの情報交換や、家族同士の話し合いを通じて、ご

かぞく なや ふあん とも かんが
家族の悩みや不安を共に考えます。

保健所で行っている精神保健福祉事業

保健所では、精神科医による相談事業を行っています。ご本人だけでなく、ご家族の方のご相談も受け付けております。

(1) 思春期・若者こころの相談事業（月1回 予約制）

こころの不調を感じていらっしゃる小学生からおおむね25歳までの方を対象に、ご相談を精神科医がお聞きします。

ご家族の方、学校の先生など関係者の方のご相談も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

(2) 依存症相談事業（専門医相談、月1回 予約制）

アルコール依存症や薬物依存症、ギャンブル依存症など、「自分の意志ではやめることができない」とお悩みの方、またはご家族の方に対して、精神科医による相談を行います。はじめに保健所職員がお話を伺いますので、お気軽にご相談ください。

7 かんけいきかんいちらんひょう 関係機関一覧表

きかんめい 機関名	じゅうしょ 住所	TEL FAX
あまがさきしほけんじょしつぺいたいさくか 尼崎市保健所疾病対策課	ななまつちょう 七松町1-3-1-502	06-4869-3053 06-4869-3049
ほくぶほけんふくし 北部保健福祉センター	みなみつかぐちちょう 南塚口町2-1-1	06-4950-0637 06-6428-5110
ほくぶちいきほけんか 北部地域保健課	つかぐち 塚口さんさんタウン5階	
なんぶほけんふくし 南部保健福祉センター	たけやちょう 竹谷町2-183	06-6415-6342 06-6430-6850
なんぶちいきほけんか 南部地域保健課	かい リベル5階	
ちゅうおうちくほけん 中央地区保健・福祉申請受付窓口	かいめいちょう 開明町2-1-1	06-6413-5381 06-6413-5393
おだちくほけん 小田地区保健・福祉申請受付窓口	しおえ ちょうめ 潮江1丁目4-5 アミング潮江プラ	06-6480-5593 06-6493-5701
ふくししんせいうけつけまどぐち 小田地区保健・福祉申請受付窓口	ストいきいき 3階	
おおしょうちくほけん 大庄地区保健・福祉申請受付窓口	おおしま 大島3-9-25	06-6419-2941 06-6419-3656
たちばなちくほけん 立花地区保健・福祉申請受付窓口	くりやまちょう 栗山町2-25-28	06-6427-7778 06-6429-7007
むこちくほけん 武庫地区保健・福祉申請受付窓口	むこ さと 武庫の里1-13-29	06-6432-5400 06-6433-6502
そのだちくほけん 園田地区保健・福祉申請受付窓口	けま 食満5-8-46	06-6492-1182 06-6494-4463

8 せいしんしょうがいしやそうだんいん 精神障害者相談員

せいしん しょうがい かた かぞく たちば にちじょうせいかつ おく うえ こま とう
精神に障害のある方、また家族の立場から、日常生活を送る上でのお困りごと等
について相談に応じています。

くわ ほけんじょしつぺいたいさくか たず
詳しくは保健所疾病対策課にお尋ねください。

9 あまがさき いたく そうだんしえんじぎょうしょ 尼崎市が委託している相談支援事業所

しょうがい かがた ちいき あんしん じぶん く
障害がある方が地域で安心して自分らしく暮らすことができるように、一緒に考
えていきます。 そうだん むりょう
ご相談は無料です。

しょうがいふくし どう りょう かん
障害福祉サービス等の利用に関する事など

ちいきせいかつしえん 地域生活支援 センターポルタ	あまがさきおはまちょう ちょうめ 尼崎市尾浜町2丁目 3 2 - 7 かようび どようび しゅくじつ やす (火曜日、土曜日、祝日はお休 み) ごぜん じ ごご じ 午前10時から午後6時まで	TEL : 0 6 - 4 2 5 6 - 7 9 9 3 FAX : 0 6 - 4 2 5 6 - 6 9 9 7
サポートセンター さくら	あまがさきひがしそのだちょう 尼崎市東園田町 4 - 1 0 1 - 3 きかくない (エアー企画内) どようび にちようび しゅくじつ やす (土曜日、日曜日、祝日はお休 み) ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前9時30分～午後5時30分まで	TEL : 0 6 - 6 4 3 0 - 9 2 2 5 FAX : 0 6 - 6 4 9 1 - 3 8 3 7

しゅうろうしえん かん
就労支援に関する事

あまがさきしょうがいしや 尼崎市障害者 しゅうろう せいかつしえん 就 労 ・ 生活支援 センターみのり	あまがさきめいしんちょう ちょうめ 尼崎市名神町2丁目 1 - 1 2 げつ か もく きん ごぜん じ ごご じ 月 ・ 火 ・ 木 ・ 金 : 午前9時～午後5時 すい ごぜん じ ごご じ 水 : 午前9時～午後7時 ど つき かい ごぜん じ ごご じ 土 : 不定期に月 1 回のみ午前9時～午後5時	TEL : 0 6 - 6 4 2 9 - 7 3 5 5 FAX : 0 6 - 6 4 2 9 - 7 3 5 1
--	--	--

10 障害者虐待通報・緊急連絡窓口

しょうがいしゃぎゃくたい かん ほう しょうがいしゃ ちいきせいかつ きんきゅうそうだん たいおう
障害者虐待に関する通報や、障害者の地域生活における緊急相談への対応をしています。

ほくぶほけんふくし ほくぶしょうがいしゃしえんか
北部保健福祉センター北部障害者支援課

(TEL) 06-4950-0422 (FAX) 06-6428-5118

なんぶほけんふくし なんぶしょうがいしゃしえんか
南部保健福祉センター南部障害者支援課

(TEL) 06-6415-6248 (FAX) 06-6430-6803

い か じかんたい きゅうじつ やかんせんよう
*以下の時間帯については、休日・夜間専用ダイヤルにつながります。

きゅうじつ ど にち しゅくじつ ねんまつねんし
(休日) 土・日・祝日・年末年始

やかん へいじつ よく
(夜間) 平日の17:30～翌9:00

memo



はっこう あまがさきしほけんきょく しつぺいたいさくか
発行：尼崎市保健局 疾病対策課

あまがさきしなまつちょう ちょうめ
尼崎市七松町1丁目 3-1-502

TEL：06-4869-3053

FAX：06-4869-3049

はっこうび れいわ ねん がつ
発行日：令和7年4月